

# 十三世紀イングランド北部における世俗領の研究(完)

—Isabella de Fortibus の Holderness 領—

鵜川馨

- 一 概観
- 二 史料 (以上第十七卷第一号)
- 三 Holderness の自然的諸条件と初期の定住
- 四 十三世紀における Holderness と Annale 伯領
- 五 領主直営地経営
  - A 穀物生産
    - 一 領主直営耕地の存在形態と耕地制度 (以上第十七卷第三号)
    - 二 穀物生産と商品化
    - 三 領主直営地における労働力の存在形態 (以上第十八卷第四号)
  - B 牧羊
    - 一 牧羊経営
    - 二 羊毛生産と商品化
    - 三 酪農生産と商品化
  - C 結び

十三世紀イングランド北部における世俗領の研究(完)

## B 牧 羊

Holderness における領主牧羊経営は、穀物生産と異なつて庄屋 (reeve, *prepositus*) の管理下に村落乃至マナ一単位で営まれたことがなく、庄屋より上位にあつた家畜管理役 (stockkeeper, *instaurarius*) が Holderness 全域にわたつての領主牧羊経営を管掌して<sup>(1)</sup>いた。従つて牧羊経営に関する一切は、家畜管理役の毎年提出する会計報告が重要な史料となる。

(1) 牧羊の他に Holderness 領にあっては、Burstwick に狩園 (park, *parcus*) があり、また馬 (軍馬) の飼育が重要となり、一二七〇年以降には、独立に軍馬勘定 (*equitium*) が新たに<sup>(2)</sup>おこされ、会計報告がなされているが、こゝでは牧羊にかぎつて考察することにした。cf. P. R. O. SC6/1078/13 m. 2d.

### 一 牧羊経営

一体 Holderness の牧羊の規模はどれほどであつたかまず検討しよう。第四十表は、ミクルマス (九月二十九日) 現在の羊の頭数であり、第四十一表は、年度内の頭数の増減の内訳を集計したものである。

統計上の操作について一二注意しよう。第一に、家畜管理役の交替にもなつて家畜帳での羊の分類は必ずしも終始一貫していないが、整理の上で牡羊、牝羊、当才仔羊に<sup>(2)</sup>わけ、第二に羊の頭数をしらべる場合に、他の統計数字を取扱う場合と異なつて特別に注意を必要とする事情がある。通例一〇〇以上のローマ数字については、short hundred とか minor hundred (*per minus centum*) と呼ばれるように十進法が原則で、C=100, D=500, M=1000,

第 40 表

	牡 羊	牝 羊	仔 羊	合 計	増 減
1263	2, 161	3, 006	1, 660	6, 827	+738
1264	2, 253	3, 439	1, 873	7, 565	+976
1265	2, 672	3, 962	1, 907	8, 541	
1268	3, 784	3, 319	2, 334	9, 437	-1, 904
1269	3, 079	2, 766	1, 688	7, 533	+713
1270	2, 239	3, 697	2, 310	8, 246	+957
1271	3, 020	4, 099	2, 084	9, 203	
1273	2, 518	4, 133	1, 513	8, 164	-316
1274	2, 349	3, 754	1, 745	7, 848	-144
1275	2, 480	3, 630	1, 594	7, 704	(-149)
1276	2, 538	3, 556	1, 461	7, 555	-129
1277	1, 917	3, 582	1, 927	7, 426	-7, 222
1278	0	203	1	204	+292
1279	69	249	178	496	+415
1280	163	534	214	911	+323
1281	245	593	396	1, 234	(+352)
1282	376	713	497	1, 586	+262
1283	507	851	490	1, 848	(+454)
1284	684	1, 019	599	2, 302	-1, 246
1285	475	342	239	1, 056	+562
1286	708	452	458	1, 618	+365
1287	899	652	432	1, 983	
1289	1, 106	1, 303	837	3, 246	+644
1290	1, 318	1, 559	1, 013	3, 890	+463
1291	1, 390	1, 628	1, 335	4, 353	+857
1292	1, 826	2, 168	1, 216	5, 210	

十三世紀イングランド北部における世俗領の研究(完)

として計算されるが、これに対して羊の頭数の場合には long hundred とか great hundred (*per minus centum*) と呼ばれるように十二進法が原則となり、C=120, D=600, M=1200, として計算される<sup>(3)</sup>ことがある。Holderness 領については、一二六四年度までは short hundred 一二六八年度以降一二七八年度まで long hundred として一二七九年度以降再び short hundred が採られた<sup>(4)</sup>。

第四十表を一覧して、すぐ明らかなることは、一二六三年から一二七七年まで、総数ほぼ八千頭の羊群を擁していたが、一二七八年に一挙に二百頭台にまで激減し、以後徐々に回復し、一二九〇年代に入って漸くほど四千頭の水

第 41 表

	出 産	十分一税	死 亡	購 入	売 却	受 領	受 渡	増 減
1263—64	2, 276	-215	-696	+132	-412	+158	-505	+728
1264—65	2, 725	-255	-1, 071		-647	+231	-7	+976
1268—69	2, 962	-234	-3, 923		-709			-1, 904
1269—70	3, 031	-251	-2, 590		-236	+759		+713
1270—71	3, 071	-275	-1, 379		-445		-15	+957
1273—74	3, 256	-289	-1, 762		-1, 518	+3	-6	-316
1274—75	2, 929	-253	-1, 506		-1, 315	+9	-8	-144
1276—77	3, 023	-275	-1, 927		-950			-129
1277—78	189	-17	-202		-7, 192			-7, 222
1278—79	209	-19	-18	+121			-1	+292
1279—80	254	-24	-31	+217	-1			+415
1280—81	555	-46	-216	+58	-28			+323
1282—83	650	-55	-433	+130	-30			+262
1284—85	249	-19	-1, 383	+80	-173			-1, 246
1285—86	274	-23	-228	+749	-214	+4		+562
1286—87	518	-49	-77	+24	-51			+365
1289—90	1, 267	-116	-402		-105			+644
1290—91	1, 541	-148	-534	+175	-575	+4		+463
1291—92	1, 594	-151	-324	+144	-404		-2	+857

十三世紀イングランド北部における世俗領の研究 (完)

準にまで達する。

一二七七年以前の八千頭という規模は、Winchester 司教領の一万五千頭、シトー派の Meaux 修道院の一万二千頭には及ばないものの、他の群小の修道院領、世俗領のそれを遙かに凌駕する規模のものといえる。<sup>(5)</sup>

一二七七年度の羊の頭数の激減の原因は、七千頭を越す羊の売却によるものであるが、この売却自体、イングランド全土をおそった羊の伝染病 (murrain) による病死を見越して行なわれたと推測され、ヨークシア各地の牧羊で有名なシトー派修道院も、羊の病死による頭数の減少から同じような経済的打撃を蒙ったようである。<sup>(6)</sup>

一二七七年以降、自然増と牝羊の購入とによって、緩慢ではあるが着実に羊群の回復を実現している。しかし一二七七年前後で領主の牧羊

経営では顯著な転換が認められる。

(2) 一二六三年度より一二七四年度までは *multo*, *muliones* (wether), *ovis matrix*, *oves matrices*. (ewe), *hogaster*, *agnus anni praeterito* (male or female sheep of the second year), *agnus huius anni* (lamb) 一二六六年度以後は *multo*, *ovis matrix*, *hogaster* (male sheep of the second year), *jercie* (maiden ewe), *agnus* (lamb) による分類となった。従ってこれらは便宜上、当羊の仔羊より二才以上の牡羊、牝羊を三つに分類し、整理した。しかし区分上の基準の変更にも拘わらず、ミッドルムス現在の調査と年間の移動は、一頭の違ふもなく、簿記的正確な記録がとれている。

(3) R. Lennard, Statistics of Sheep in medieval England, A Question of Interpretation, in: *Agricultural History Review*, Vol. VII, 1959, pp. 75—81. Do., The Long and Short Hundred in Agrarian Statistics, in: *Agricultural History Review*, Vol. VIII, 1960, pp. 99—102.

(4) 一二六八年度の例を採れば P. R. O. SC6/1078/11 m. 4d. (1268—69) ... *MULTONES. Idem reddit de remanentibus praecedenti compoti MMMLxiiij* (3784). *Et de adiunctis ut supra Dlxxi* (671). *Summa MMMDcccxv* (4455). *De quibus in morina ante tonsionem Decxlv* (385). *In venditione ut supra ante tonsionem cccxij* (372).

*In morina post tonsionem v. lxxx* (119). *Summa Mcfoj* (1376). *Et sic remanent MMMDlxxxix* (3079). ... *¶ de manibus* 〇 明(例)ノ下 P. R. O. SC6/1078/17 (1277—78) m. 2. ... *Et de lij £ iij s. de Decctij xv oibus matricibus post agnellationem et tonsionem et cccxviij agnis de exitu venditis per vicecomitem Domini Regis et sciendum quod qualibet centena computat per manus centum.* 一二七九年度の例を採れば P. R. O. SC6/1078/19 (1279—80) m. 2. ... *OVES MATRICES. Idem reddit compotium de cclij* (249) *oibus de remanentibus per minus centum.* *Et de cccviij* (217) *oibus post agnellationem et tonsionem de emptis ut supra.* *Summa cccclxviij* (466). *De quibus in morina ante agnellationem et tonsionem vij* (6) *et post agnellationem et ante tonsionem vij* (7) *et post agnellationem et tonsionem ij* (2). *In venditione super compotium j* (1). *Et remanent ccccl* (450) *oves per minus centum.* ... (5) 例を採れば Winchester 司教領の羊は、十三世紀初頭から十四世紀末に至るまで、約一万五千頭から二万頭の規模を維持して来たものと見られる。A. E. Levett, IX The Black Death on the Estates of the See of Winchester, in: *Oxford*

*Studies in Social and Legal History*, Vol. V, 1916, p. 61. Holderness のメナー派の Meaux 修道院が十一代英皇 Robert of Skyrene の在任中(一二三〇年—一二八〇年)より一万一千頭の羊を擁してつた記録を残している。cf. *Chronica Monasterii de Melsa*, Vol. II, 1867, p. 156. イネズヤン派の Crowland 修道院の記録によれば、十三世紀後半には約三千頭から五千頭の規模であった。F. M. Page, *Bidentes Hoylandie*, (A Mediaeval Sheep Farm), in: *Economic History, The supplement to the Economic Journal*, No. 4, 1929, pp. 603—614, esp. p. 611. Devon の Tavistock 修道院の羊群の規模は、ヤウグロ百頭より、各メナー毎で管理された。H. P. R. Finberg, *Tavistock Abbey*, p. 145. なお典拠が明確ではなすが、大規模な羊群を擁する宗教領、世俗領の例によれば、E. Power, *The Wool Trade in English Medieval History*, 1941, pp. 34—35.

(9) 羊の伝染病は一二七六年リンカンシャーで発生し、ヨークシャーの各地の修道院領の羊でも大やう打撃を与えたといわれる。*Chronica Burriensis*, 1212—1301, ed. by Antonia Gransden, 1964, p. 62. F. M. Page, *op. cit.*, pp. 609, 611, N. Denholm-Young, *Seigniorial Administration in England*, pp. 60—62.

Holderness 領でも、羊小舎の肥しの売上高が例年を比して少なくなると羊の病死のためであるといふ、仔羊の出生の少なうとどが母羊の病の故であることが記録に残っている。P. R. O. SC6/1078/17 (1277—78) m. 2. *Et de ix s. de composito venditio et ideo minus hoc anno propter morinam bidentium. ... Et de clix agnis de exitu et ideo minus hoc anno de exitu propter infirmulatas bidentium.* また勅定役 (receiver, receptor) の Robertus Cayr, Petrus de Sniphou の両名が、ワイト島に滞在中の伯夫人に、羊の病死について報告する使者を派遣してあり、*Ibid.*, ... *in expensis j garcionis emitens in Insula pro morina bidentium. ...* 事態が非常であったことが物語っている。なおこの羊の売却がモーション市で王あるいは州奉行 (sheriff) によってなされたように記されているが、その間の経緯は分明でない。P. R. O. SC6/1078/17 (1277—78) m. 2. *INSTAURARIUS: ... Et de liij & iij s. de Decciij xv oibus matricibus post agnallationem et tonsionem et cxxvii agnis de exitu venditiis per vicecomitem domini Regis et sciendum quod qualibet centena comp' per maius centum. ... CASEUS: Hoc anno nichil quia agnes non fuerunt separati quousque oves matricis per dominum Regem venduntur. ... RECEPTOR: ... In expensis Roberti Cayr et vij hominum fugantium*

*instaurum comitissae apud Eboracum venditum per dominum Regem et ad predictum instaurum delibetum et fugatum versus Holderness comp' infra feodum vend. xij s. iiiiij d.*

以下領主牧羊経営の実態に立ち入って分析するのであるが、その前に牧羊について一般的な年間行事について概観しておこう。

当時農業暦の起点であったミクルマス（九月二十九日）以降、羊はすでに収穫を終った耕地の刈株に放牧される。この場合に、羊を放牧する前に、他の家畜を放牧すべきであるとされている。何故なら羊の刈株を食んだ後にはもはや、ほとんど他の家畜の食むべき刈株は残されていないからである。<sup>(7)</sup>

諸聖徒日（十一月一日）あるいは聖マーチンの祝日（十一月十一日）から、通常、羊を含めて家畜はすべて屋外から家畜小舎に収容され、越冬する。夏期に刈取られた乾草が冬の間の飼料にあてられるが、不足の場合には、小麦、大麦のわらや、まめの莢、茎が混ぜて与えられる。<sup>(8)</sup> 冬期の飼料は、往々にして不足するので、越冬させることが出来ない家畜は、屠殺され、肉は塩付にされ、保存される慣行があった。<sup>(9)</sup> しかし、牛肉、ベーコン等と異なって、羊肉は食用としてはそれほど重要なものではなく、脂肪を採るにとどまり、やはりなんといっても羊毛こそが重要であったといわれている。<sup>(10)</sup>

年が明けて、早ければ復活日、おそくも聖十架発見の祝日（*Inuentio Sancti Crucis* 五月三日）頃から、羊は屋外に出され、共同地に放牧される。<sup>(11)</sup>

春にかけて仔羊が産まれ（*lambing, agnellatio*）そして五月上旬より、牝羊から搾られた乳を原料としてチー

ズ、バター(12)の製造が乳しぼり女によって始められ、九月中旬まで続けられる。

復活日から聖霊降臨日の間に、年老いた羊をえらび、特によく飼料を与えた上で、施洗者聖ヨハネ誕生の祝日(六月二十四日)までに、売り払うことがよいと農書は奨めている。(13)

六月に入つて、施洗者聖ヨハネ誕生の祝日までの時期に、羊を池あるいは小川の流れて洗ひ (washing, lauo) 剪毛する (sheep shating, tonsio)(14)。羊毛は一旦羊毛倉に納められるが、三週間後には商人の立会いのもとに、品質により等級をつけられ、梱包され、積み出される。(15)

他方では、施洗者聖ヨハネ誕生の祝日より、牧草地において牧草の刈り取り、乾草作りが行なわれ、羊小舎の近くに積み上げられ、屋根を架し、冬期の飼料として貯蔵される。(16)

八月一日のラマスの日以降、即ち乾草の取り入れの後、牧草地に対しても、羊が放牧される。そして再びミルクマスをむかえることとなる。(17)

- (7) G. C. Homans, *English Villagers of the Thirteenth Century*, p. 59.
- (8) *Walter of Henley's Husbandry*, pp. 28—31. G. C. Homans, *op. cit.*, pp. 355—6, 366.
- (9) *Ibid.*, p. 356.
- (10) E. Power, *op. cit.*, pp. 20—21.
- (11) G. C. Homans, *op. cit.*, p. 366.
- (12) *Walter of Henley's Husbandry*, pp. 72—9, 116—7.
- (13) *Ibid.*, pp. 28—29.
- (14) G. C. Homans, *op. cit.*, pp. 366, 369.
- (15) N. Denholm-Young, *Seignorial Administration*, p. 56.

(16) 拙稿「十三世紀イングランド北部における世俗領の研究(三)」『立教経済学研究』第十八卷四号所収(以下拙稿「前掲論文(三)」と引用)二二〇—二二二頁参看。

(17) G. C. Homans, *op. cit.*, p. 60.

Holderness における領主の牧羊経営は、すでに述べたように、一人の家畜管理役の管掌のもとに運営されたのであるが、彼の直接の指揮の下に十数名の定雇の牧羊役 (shepherd, *bercarius*) —— 主牧羊役 (major shepherd, *magnus bercarius*) と副牧羊役 (lesser shepherd, *subbercarius*) —— と数人の臨時雇の羊飼いか、牧羊に当たっていた。この他に以下酪農生産の項で詳しく触れるが、一、二名の酪農係 (chief dairymaid, *daya*)、と二十名前後の手伝いの乳しぼり女 (dairymaid, *mulier sine femina adiunctum predictas dayas ad oves laccandium*) が雇傭されている。

家畜管理役は、年間二十四志の地代免除を受けているが、<sup>(18)</sup> 副牧羊役、Little Humber, Keyingham の庄屋をそれぞれ数年勤め上げた農奴身分の者から取り立てられ、やがてその任務を果たした後は、さらに上役である Holderness の勘定役に着任することからも窺われるように、<sup>(19)</sup> 経験を富かに積んだ農奴であり、またその責任も大であったものと推定される。<sup>(20)</sup>

主牧羊役も同じく年間二十四志相当の給金のみをうけるのに対し、副牧羊役は二志から三志の給金と年間四クオータ二ブッシェルの小麦の現物給を与えられていた。<sup>(21)</sup>

主牧羊役は、Little Humber, Keyingham の羊群を牧すのに対して、副牧羊役は、その他の地区の羊群を牧す

第 42 表

	家管理 役	主牧羊役	副牧羊役	臨時 雇飼	農 係	乳しぼり 女	合 計	給金合計	現物給合計	
1263—64	1	1	7	2	2	26	39	£ s. d. 4 8 6	qus. 27	buss. 6
1264—65	1	1	8	2	2	26	40	4 11 0	30	6
1268—69	1	5	10		2	29	47	8 8 6	—	—
1269—70	1	5	8		2	16	21	8 4 0*	19	1*
1270—71	1	5	8	5	2	21	21	8 17 0	51	2*
1273—74	1	11	6	2	2	29	51	15 16 0	19	4
1274—75	1	12	3		2	33	51	17 7 3½	?	?
1276—77	1	12			2	28	47	17 14 0	3	0
1277—78	2	1		4	1		8	4 9 11½	—	—
1278—79	1	1		5	1		3	1 4 0	1	0
1279—80	1	7			1		9	2 19 6	1	0
1280—81	1	2			1		4	4 10 0	1	0
1281—82	1	3			1		5	4 17 4	1	0
1282—83	1	4			1	?	6	6 1 6	1	0
1284—85	1	3		2			6	5 6 0	0	0
1285—86	1	3		1			5	4 18 0	0	0
1286—87	1	3		2			6	5 1 0	8	1½
1289—90	1	3		6	1	16	27	8 4 4	15	2
1290—91	1	5		7	1	18	32	8 8 0	0	0
1291—92	1	5		7	1	19	33	8 14 10	23	0

るようであった。

第四十二表は、牧羊関係の人数と給金・現物給の合計を表示したものである。<sup>(22)</sup>

一二六三年より一二七〇年までの期間については、牧羊役の氏名とその分担する領域が記録されている。それによれば、家畜管理役は領主牧羊経営の中心地である Keyingham にあって、牧羊経営の全体を主管し、主牧役は Little Humber, Preston を、副牧羊役は Wolvedike (?), Salts Ho (Sutton on Hull), Somerating (?), Hogecote (Little Humber), Ridgmont (Burstwick), West Carr (Sutton on Hull), Cleeton, Skelling として夏期にいつてのみ臨時雇の羊飼いが Hillcote (?), Coulandcote (?)(おそらく Keyingham, Little Humber 附近の沼沢地)をそれぞれ分掌していたようである。<sup>(23)</sup>

これに対して羊群の壊滅した年、一二七七年度以降は、各地の副牧羊役は廃止され、主牧羊役と臨時雇いの羊飼いによって牧羊が行なわれたといえよう。副牧羊役の廃止にともなって Keyingham, Little Humber 以上の各地の羊小舎は閉鎖され、主牧羊役も、分担する地区ではなく、牝羊を世話するもの二名、牝羊を世話するもの二名、二才仔羊を世話するものといった職務分担の細分化が認められ、臨時雇いの羊飼いについても同様の専門化が認められてきた。

(19) Denholm-Young は二十四志の地代免除を賦役の免除と理解し、標準的農民の金納化された賦役が一志二片であることと比較すれば、かなりの豪農であると推定している。N. Denholm-Young, *op. cit.*, p. 59. 家畜管理役がかなりの農民であることは確かではあるが、一志二片と評価された賦役の他に、標準的農民はかなり過重な貨幣地代を負担していることを忘れてはならない。拙稿「前掲論文(三)」一九四、一九七頁、註一を参看。

(20) 例えは Petrus Sniphou は、一二六三年から六五年まで、Little Humber の庄屋、一二六六年から六九年まで Keying-

ham の庄屋。一二六九年から一二七四年まで家畜管理役。一二七七年から二年間、彼の死したるまで勘定役を勤めてゐる。また一二七七年以降 Petrus Sniphou と共に勘定役を勤めた Robertus Cayr 也。一二六三年には羊飼、一二六八年から七三年まで Little Humber の庄屋。一二七四年から七七年まで家畜管理役を勤めてゐる。cf. N. Denholm-Young, *op. cit.*, p. 52.

- (21) 最の明瞭な記述はつぎの例をとり、P. R. O. SC6/1078/13 (1270—71) m. 2. ... *EXPESAE: ... In stipendis instaurari et v magnorum bercariorum per annum vij £ iiij s. In stipendis vij bercariorum per annum et v bercariorum per dimidiam annum in jeme et duorum hominum facientium casei in estate xxxij s. In xiv qus. siliginis emptis vij £. ... FRUMENTUM ET SILIGO: Idem redditu compositum de x qus. iij bus. de remanentibus anno preterito. De preposito de Cletone receptis v qus. frumenti. Et de preposito Esingtone receptis xi qus. frumenti. De preposito de Parva Humbera iij bus. frumenti. Et de emplo ut supra xiiij qus. siliginis. Summa li qus. iij bus. Inde in liberatione unius bercarii apud Kaingham unius bercarii apud Parva Humbera trium bercariorum apud Sutton et Rithal unius bercarii apud Cletone unius bercarii apud Skefling et unius apud Rugmond per annum quorum quilibet cepit quarterium per xij septimanas xxij qus. dimidia j bu. Item in liberatione unius bercarii apud Hellecole unius apud Parva Humbera unius apud Coulandote et unius apud Wledik a festo Sancti Martini usque pentecoste per xxvij septimanas et unius apud Esingtone custodientis hogastos in jeme et agnos in estate a festo sancti Martini usque diem Joannis ante Gulam Augusti per xxvij septimanas capientium eandem liberatione xij qus. ... In liberatione iij garcionum coa ( ) bercar' tempore agnellationis j qu. j bu. In liberatione duorum hominum facientium casei per xx septimanas in estate iij qus. In pane facto apud Kaingham ad opus exp' ultra frangutium lana iij bus. Summa li qus. ij bus. Et sic difficulter j bu. que venditur. なお犁耕夫のそれを参照せよ。拙稿「前掲論文(三)」二〇一—二〇五頁。*

- (22) 給金、現物給ともに、合計額で記録されている場合が多く、合計としてしか表示できなかった。  
 (23) 丸角弧でくまされた地名は、当該の羊小舎の所在する村名であり、疑問符を附したのは、現在の地名を辿ることなどできない場合を示してゐる。N. Denholm-Young とは異なつた検証を得てゐる。N. Denholm-Young, *op. cit.* p. 59. A. H.

次に冬期に羊を收容した羊小舎 (*Sheephold, bercaria*) について検討しよう。羊小舎の存在を示す手掛りとなるものは、新築、修繕費、売却代金、羊小舎の周辺の土手、堤、溝等の土木工事、修復の費用、肥料として羊小舎から採取された羊糞の売上代金の記録、乾草の貯蔵場所を明示する記録等に与えられる。

これらの検討の結果は次のようにまとめられよう。一二六〇年代の前半には、六、七カ所、即ち *Westcote, Northcote, Southcote, Keshnoscote, Wrangfetcote, Ridgmont, Sutton* 等、一二七〇年代の前半には、八カ所、一二七六年には最高の十カ所に達する。これら羊小舎の存在と主牧羊役、副牧羊役の分担する地域とは一致するものであらう。

一二七七年度以降、二、三カ所を残し、羊小舎の閉鎖あるいは売却がおこなわれる<sup>(24)</sup>。そして、残された羊小舎も *Keyingham, Little Humber* の周辺のそれに限られたようである。

一二八〇年代以降、*Keyingham* の沼沢地に存在する *Northcote, Westcote, Southcote, Crokedcote*、そして *Little Humber* 周辺の *Keshnoscote, Youwecote, Nenlondcote, Hillcote* が記録される<sup>(25)</sup>。

*Holderness* 領の羊は、これらの羊小舎を拠点として、夏は *Humber* 河畔に広がる沼沢地、低地 (*marsh, mers*) の放牧地に放牧されたので、比較的大規模な羊の群を飼育することが可能であった<sup>(26)</sup>。とくに一二六〇年代の後半から一二七〇年代の前半にかけての時期には、すでに指摘したように、<sup>(27)</sup> 耕地と放牧との転換が可能であったことが、大規模の牧羊を可能としている。

さらに牧羊にとって不必要な、あるいは不利な条件にある放牧権 (*pasturage, pastura*)、採草権 (*herbage, herbium*) の売却、放牧権の賃貸し (*agistment, agistmentum*) がほぼ全期間について認められるのに対して、放牧権の買入れ、賃借が極めて例外的にしか認められないことから、牧羊に必要な放牧場は、余裕あるものであったと想定される。<sup>(28)</sup>

Holderness 領では、冬のはじめに大量の羊の屠殺は行なわれなかった。冬期にこれだけ多くの羊に与える乾草を作るために、それに見合ったかなりの規模の牧草地 (*meadow, pratum*) が存在していた。<sup>(29)</sup>

現実には牧草地で、牧草を刈り取り、拡散させ乾燥させ、乾草を集め、牧草地から羊小舎に運搬し、積み上げ、屋根を架するという、乾草作りの作業は、通例一括してその費用が記録されている。<sup>(30)</sup> 第四十三表は、乾草作りに要した費用と、刈り取った牧草地の面積を表示したものである。<sup>(31)</sup>

一二六〇年代の後半から、一二七〇年代の前半にかけて、牧草地面積も最大となる。この時期の牧羊のピークであることから当然推測されることである。牧草地は、Keyingham で最大で Little Humber, Sutton がほぼ同面積で次に位し、Skeffing のそれに加わる。

一二七七年度以降は Keyingham の牧草地に限定され、一二八〇年代の後半に入って、Little Humber のそれに加わり、二五〇—三〇〇エーカー台に回復する。

乾草のために刈り取られた牧草地の面積は、明らかに牧羊の規模に比例して推移している。

直営地の牧草地からの乾草だけでは、牧羊のピークの期間の冬期の飼料に不足を生じたためであろうが、牧草地、あるいは乾草を買入れる慣行が認められ、<sup>(32)</sup> また反対に、急激な牧羊規模の縮小にもなって不必要となった乾草が、

第 43 表

	乾草作り 費	牧草 地計	Keying- ham	Little Humber	Sutton	Skeffling
	£ s. d.	a.	a.	a.	a.	a.
1264—65	5 9 9	442½	246	99	97½	
1265—66	9 5 6¼	461½	230	93½	100	38
1268—69	1014 1½	483	248	99	171	19
1269—70	1010 0	481	248½	98½	116	18
1270—71	1219 4	156½	387½*	98½	112½	18
1273—74	111210½	532	289½*	123½	119	
1274—75	91911½	436	262	128½	45½	
1276—77	8 0 8½	388½	261½*	128		
1277—78	211 6	126	126			
1278—79	1 010½	63½	63½			
1279—80	1 3 3½	61¼				
1280—81	1 810	80				
1281—82	114 6	89				
1282—83	113 6½	83				
1284—85	2 3 5½	119	90	29		
1285—86	2 3 5¼	96¼	69½	26¾		
1286—87	213 8½	124¼	103¾	20½		
1289—90	61110½	310½				
1290—91	5 710¼	224¼	108¼	116		
1291—92	7 6 2½	310	254½	152		

十三世紀イングランド北部における世俗領の研究(完)

とりわけ一二七七年度にみられるように大量に売り払われている。<sup>(23)</sup>従って牧羊の規模は、放牧地ではなく、むしろ牧草地の広さによって制限されていたといえよう。

- (24) 羊小舎の売却の例は一二七七年度に Little Humber でみられる。P. R. O. SC 6/1078/17 (1277—78) m. 2. INSTAURARIUS: ... Et de xiiij s. de j vetero bercariae apud Parvam Humbram et j parva domo apud Keyngnam venditio.
- (25) これらの典拠をすべて列挙するわけではなかなか、一例を掲げれば、P. R. O. SC6/1079/5 m. 1. ... Et de xiv s. de composto de Northcote, Westcote et Southcote in marisco de Keyngnam venditio. Et de ij s. de composto de Crohedcote ibidem venditio. De composto de Keskouscote et Youcote de Parva Humbra nichil hoc anno. ...
- (26) 例えは一二六〇年の土地評価書についてみれば、Little Humber には、六〇〇

頭のを放牧しうる放牧地が、Keyingham では二四〇〇頭のを放牧しうる放牧地が記録されたこと、P. R. O. SC11/730 m. 6. (1259—60) ... *PARVA HUMBRA*. ... *Item pastura ad v oves pretium culibet j d. Summa l s.* ... *KAYNGHAM*. ... *Item ibidem est pastura extensa ad oves. Summa x £.* \* だに一二百六十の土地評書では、この様な事実が認められる。例として、Keyingham では沼沢地で三十二ヘクタールの牧羊のための放牧地の存在が記録されている。P. R. O. SC11/730 m. 11 (1276—77). ... *KEYNGHAM*. ... *In magno marisco continet cccxxij acres j rodam Pasturae ad bidentes pretium acre per annum xx den.*

(27) 拙稿「前掲論文(二)」一九九—二〇九頁参看。

(28) 典型的な事例を示せば、P. R. O. SC6/1078/8 (1263—64) m. 2. *COMPOTUS ALANI INSTAURAH. EXITUS MANERII: Idem redditu comptonum de xxij acris dimidia prati apud Suttone in herbagio venditis xxiij s. iiij d. ob. Et de herbagio ibidem vendito iiij s. vij d. Et de herbagio in Brokengrene apud parvam Humbram hoc anno vendito ij s. vij d.* ... SC6/1078/19 (1279—80) m. 2. *INSTAURARIUS: RECEPITUM*. ... *Et de ij s. vij d. de herbagio de Brokengrene vendito*. ... *Et de iiij s. ij d. de pastura averorum agistatis in Rilhyl et Salles in jeme venditis. Et de xxv s. xj d. ob. de xiiij equis liiij averis et cc bidentibus agistatis in predictis pastura in estate. Et de iiij s. j d. de herbagio et wrlcis in clausis iiij bercartorum apud Keyngam et j bercarii apud parvam Humbram*. ...

(29) 一二六〇年の土地評書では、Burstwick, 183 a., Ridgmont 102½ a., Little Humber 102½ a., Keyingham 180 a., Skelting 55 a., Easington 51 a., Cleeton 80 a. などの牧草地の存在を示している。P. R. O. SC11/730 m. 6. 一二百六十の土地評書では、Little Humber 143½ a., Easington 129 a. の牧草地の存在を示している。P. R. O. SC11/730 m. 9—13.

(30) 記録例が長ければ、P. R. O. SC6/1078/11 (1268—69) *INSTAURARIUS*. ... *In ccviij acris prati apud Kaingham ic acris prati apud parvam Humbram cxxij acris prati apud Suttone xix acris prati apud Schefeling falcandis spergendis lanendis carlandis ad bercarium et thidem hassandis cum feno carlandis de pratis Brustwyh et Wlacedikes lx xj s. v d. ob. In feno hoc anno empto xvj s. In pastura apud Estholm in Ragemunt de parte com-*

*utisae Amicie hoc anno empta vj s. viij d.*

(31) アステリスクを付したのは、耕地の穀物の間の草をも含むもので、牧草地本来のそれは、二四八エーカー半である。拙稿「前掲論文(二)」二〇〇—二〇一頁参照。

(32) P. R. O. SC6/1078/13 (1270—71) m. 2. INSTAURARIUS: ... EXPENSAR: ... in feno empto ad sustinacionem bidentium et in feno de Rihul usque Kaingham cariendo xviij s. iij d. ...

(33) P. R. O. SC6/1078/17 (1277—78) m. 2. INSTAURARIUS: ... RECEPTUM: ... Et de lxxvij s. vj d. de feno anno precedentis venditio apud Rillenhill et Rugemund. (Et de xxvij s. viij d. de feno anno precedentis venditio apud Ryngburgh.)<sup>d</sup> Et de xxxvj s. de feno apud Ryngburgh venditio de anno precedentis. Et de viij £. ix s. iij d. od de feno venditio anno precedentis apud Humbran Parvam. Et de loij s. iij d. de feno anno precedentis apud Keyngham venditio et ideo magus hoc anno de venditione feni quia propter expensiditi fenum lx actarum prati falcati per instaurarios in anno precedentis propter secundam caput in manerio de novo leatam et nichil omnium sus tenere m et ecc bidentium de feno predicto. ...

羊の飼育についてみると、かなり細かいところまで注意が払われたようである。

例えば、仔羊哺育のために、とくに多量の乳が購入され、スープ状にして与えられている。<sup>(34)</sup>

また羊の病気に對しても同様で、とりわけ一二七六年の多数の羊の病死のあと、一二八一年度以降、*pingue* (豚脂 (lard, unctum))、*蠟* (wax, cera)、*緑青* (verdigris, viridgre)、*水銀* (quicksilver, vivum argentum)、*ハター*がかなりの量購入され、おそらく混合された上、羊の塗り薬として (murrain に対する予防薬) 用いられたようである。<sup>(35)</sup>

それにも拘わらず病死した羊については、皮は剥がれ、売り払われた。羊毛がついている皮は (woolfells, pelts

with wool), *pelles*, *pelles lanula* と呼ばれ、羊毛のない皮 (*pellis after shearing*) は *pellectes*, *pelles depilate* と呼ばれ、仔羊の皮 *pellectes agnorum* と区別されている。

一二六三年度には、屠殺場 (*garder, lardarium*) が Meaux の附近にあり、そこで羊脂が採られた記録がみられるが、その後には屠殺場の存在した証拠はなく、病死した羊は食用に供せられなかったようである。<sup>(36)</sup>

最後に年間を通じて最大の行事の一つであった洗羊・剪毛についてみよう。会計記録の上では、頭数と費用が一括して掲げられている。最も多い年で、七、一八八頭、二十七志十一片 (一二七〇年) である。<sup>(37)</sup>

(34) 一二七六年度で五八二ガロンの乳を二十五志八片で購入して、量的には最大である。購入価格の点では、一二七四年度の四十三志二十半であるが、量についての記述を欠く。P. R. O. SC6/1078/16 (1276—77) m. 3d. ... INSTAURARIUS:

... EXPENSASAE:.. In cccc v ij lagenis lactis emptis ad agnes nutriendis xxv s. viij d. ... SC6/1078/15 (1274—75)  
m. 2. INSTAURARIUM:.. EXPENSASAE:.. In lacte ad agnes nutriendis cum potagio eiusdem lacte xliij s. ij d. ob. ...

(35) Crawley manor に関する同様の調書の例がみられるが十四世紀に入ってからのものである。cf. N. S. B. & E. C. Gras, *op. cit.*, pp. 20, 42, 248, 253 (1306—7), 272 (1355—6). 水銀・緑青が使用されたことは、一二八四年度記録の P. R. O. SC6/1079/5 (1286—87) m. 1. INSTAURARIUS:.. EXPENSASAE:.. In lxviij petris pinguedinis xij lagenis de cere ij libris viridgre ij libris dimidia vini argenti et vij petris butiri emptis ad bidentes unguendis iij & xij s. v d. ob. In stipendis quodam auxilianis ad bidentes unguendis ij s. ix d. ...

(36) P. R. O. SC6/1078/8 m. 2. ... (1263—64) ... EXITUS MANERII:.. et de xij pellibus multomm de occisione lardarii apud Melsam ...

(37) cf. *Walter of Henley's Husbandry*, pp. 28—29.

(38) P. R. O. SC6/1078/13 m. 2. (1270—71) INSTAURARIUS:.. EXPENSASAE:.. In v. Deccc v viij bidentibus

*laeundis et tonsandis xxvij s. xj d.* 羊の内訳に<sup>1</sup>つづての記載のある年度がみられる。P. R. O. SC/1078/15 m. 2. (1274  
— 75) *INSTAURARIUS:…EXPENSARAE:…In m Dextorij multonibus mm D v. ix ovibus matricibus Decce et xv  
hogastris laeundis et tonendis xxvij s. ix d. ob. …*しかし、これが頭数による出来高<sup>1</sup>の支払<sup>xx</sup>つであるかどうかはわ  
からない。

## 二 羊毛生産と商品化

はじめに羊毛生産の規模を明らかにしよう。

すでに指摘したように、<sup>(1)</sup>六月二十四日直前に、すべての羊は体を洗われた後に、剪毛されるが、剪毛された羊毛  
(*wool in fleece, vellera, tonsura*) は、頭数によって数えあげられ記録される。こゝから十分の一税に相当する  
分が控除され、記録される。この他に剪毛以前に死亡した羊の皮からきりとられた羊毛 (*wool fell, pellis depila-*  
*tis*) が同様に頭数で加えられる。この羊毛からは当然十分の一税相当分は控除されない。というのも死亡した羊の総  
体に対して十分の一税相当分はすでに控除されているからである。さらにこゝに他の所領から受領した羊毛が頭数で  
加えられ、紛失分が同じく頭数で控除される。等級に撰別された後の、そして梱包される直前の羊毛の在高が記録さ  
れる。<sup>(2)</sup>

第四十四表は、頭数で示された羊毛の生産高と梱包直前の在高である。羊毛の生産は、牧羊の規模とほぼ比例して  
おり、一二七六年度までは、七千頭分の羊毛が在高として記録され、一二七八年度から八〇年代の末までは、千頭分  
の羊毛の在高に低落し、九〇年代に入って漸く三千頭分の羊毛の在高に回復している。<sup>(3)</sup>

十分の一税が必ずしも剪毛された羊の頭数の十分の一を示さないのは、おそらく重量に従って算定されたためと考

第 44 表

	羊毛 (fleece)	十分の一税	羊毛 (woolfells)	受領分	紛失分	在 高
1263—64	5,854	-577	+602	+659		6,538
1264—65	6,814	-663	+570	+693		7,414
1268—69	6,096	-609	+2,380	+523		8,390
1269—70	6,029	-602	+1,351			6,778
1270—71	7,284	-715	+727			7,296
1273—74	6,637	-653	+1,140		-166	6,958
1274—75	6,341	-579	+926			6,668
1276—77	6,290	-621	+826			6,495
1277—78	1,287	-126				1,161
1278—79	204	-20				184
1279—80	483	-48			-3	432
1280—81	856	-82			-4	770
1281—82	1,122	-112			-2	1,008
1282—83	1,293	-129			-83	1,081
1284—85	919	-88			-32	799
1285—86	918	-94	+151		-11	882 ?
1286—87	1,581	-157			-3	1,421
1289—90	3,053	-304		+2		2,751
1290—91	3,494	-349			-10	3,135
1291—92	4,289	-429				3,860

十三世紀イングランド北部における世俗領の研究(完)

えられる。

なお一二六三年度から一二六八年度までの期間に、Holderness 以外の所領から受領された羊毛は、Northamptonshire の Radstone, Naseby の両村から送付されてきたものである。<sup>(4)</sup>

(1) 前出六八頁参看。

(2) 家畜管理役の会計記録のうちの家畜帳にみられる家畜についての記述に続いで、*ton-surra, velleria, lana, sacci, sacci lane, locketti, lana fracta et lobetiti, lana ag-norum* とごうった頭書のもとに、羊毛についての記述がみられる。

(3) 前出第四〇表、四十一表参看のこと。

(4) Radstone のマナーは、Annale 伯領に属し、Isabella の寡婦産とされたものである。Naseby のマナーは、Isabella の亡夫の William de Fortibus が Richard de Clare によって与えられたものであり、その限りで Isabella と関係があった。拙稿「前掲論文」一

二一六頁を参看。cf. N. Denholm-Young, *Yorkshire Estates*, p. 399.

一人 Keyingham の羊毛倉<sup>(5)</sup>に納められたこれらの羊毛は、伯夫人の命をうけた Holderness の代官とその書役、また出張してきた羊毛商人とその手代の立合いのもとに、数日あるいは数週間にわたり、<sup>(6)</sup>品質に従って大凡三等級にわけられ、価格が決定され、梱包された上で、商人に引渡されることになる。

羊毛の品質を表示する三等級は、良質の羊毛 (good wool, bene lana) 中質の羊毛 (coarse wool, grossa lana, broken wool, fracta lana) として粗質の羊毛 (wool with sheep's mark, lana de clark, wool of short clip-ping, lana locki, loketum) と呼ばれていた。<sup>(7)</sup>

品質によって撰別された羊毛は、計量の上で梱包されるが、Holderness 領では、一袋<sup>(8)</sup> (sack, sacca) は三十二トン (stone, petrus) 一ストーンは十二ポンド (pound, libra) という慣行によったように、<sup>(9)</sup>当時の羊毛一袋<sup>(8)</sup>は三十四ポンドより四ポンド軽いものであった。<sup>(9)</sup>

第四十五表は、三等級にわけられて計算された羊毛量の各年度についての内訳である。

Holderness 領外から羊毛現物を受け取ったことのある数カ年と、<sup>(9)</sup>上質の羊毛を購買したことのある数カ年<sup>(10)</sup>——いずれも比較的少量である——を除けば、これら計量された羊毛はすべて Holderness 領の領主の羊から得られたものである。

しかも良質・中質・粗質の羊毛の比率は、良質の羊毛が全体の八〇%から九〇%をしめている。

一二六三年度より一二七六年度までの期間は、平均約四〇サック、一二七七年度から八〇年代の末までは、平均約五サック、九〇年代に入って十五サック台の回復をみせている。

第 45 表

	上質羊毛			中質羊毛			粗質羊毛			合 計		
	s.	s.	1b.	s.	s.	1b.	s.	s.	1b.	s.	s.	1b.
1263—64	31	0	0	2	7	0	4	0	0	37	7	0
1264—65	34	0	0	7	0	0	12	0	0	41	12	0
1268—69	46	3	6*				4	16	0	50	19	6
1269—70	34	15	0*	3	27	0	1	16	0	39	28	0
1270—71	38	0	0	3	21	0	1	17	0	43	8	0
1273—74	35	20	0*	2	21	6	1	16	0	39	27	6
1274—75	37	0	0*	2	28	0	1	2	0	41	0	0
1276—77	37	16	0				26	0	0	38	12	0
1277—78	7	0	0				1	4	0	8	4	0
1279—79	1	6	0				8	6	6	1	14	6
1279—80	3	13	0				12	0	0	3	25	0
1280—81	3	18	0	24	0	0	15	0	0	4	27	0
1281—82	6	8	0				8	3	3	6	18	3
1281—83	7	2	6				17	6	6	7	20	0
1284—85	5	15	3	7	9	0	12	0	0	6	5	0
1285—86	6	10	7	4	6	0	8	3	3	6	23	4
1286—87	9	28	0	3	0	0	11	6	6	10	12	6
1289—90		?					4	0	0	?		
1290—91	23	0	0							23	0	0
1291—92	25	20	0				1	3	0	26	23	0

s. = sacks, s. = stones, 1b. = pounds.

十三世紀イングランド北部における世俗領の研究(完)

(5) 羊毛倉 (wool house, *domus lanæ, lanarium, domus ad lanam*) に関する記述は、Keyingham の庄屋の修繕、屋根葺かえの費用の支出に関連して一二六三年度以降一二七九年度、一二八〇年度、一二八一年度それぞれに認められる。家畜管理役の会計報告には一二七三年度内に羊毛倉の周囲に新たに土塀をめぐらしたという記述がみられる。従って羊毛倉は Keyingham の領主の諸施設、とくに穀物倉の附近にあり、Keyingham の庄屋に建物自体の管理も委託されていたものと考えられる。拙稿「前掲論文(三)」一九八頁以下参看。

(6) 一二六三年度には、商人の仕事のために Keyingham の沼地に一つの部屋が建築されたという記述が認められる。P. R. O. SC6/1078/8 (1263—64) m. 2. ... *REPERATIONES DOMORUM: ... In una nova camera in marisco de Kaynghan faciendo ad opus mercatorum vij s. vij d. ...* また羊毛の撰別、梱包、代官の立会について二三の例を示すと P. R. O. SC6/1078

/8 m. 2. (1263—64) ...EXPENSÆ:... In expensis reperantium et saccandis lanam et in eodem cartundis usque Hulma cum expensis mercatorum xxiij s. v d. ... SC6/1078/11 (1268—69) m. 4d. ...EXPENSÆ:... In expensis mercatorum separantium lanam ad venditionem cum expensis Roberti de Hyldeyed existent' ultra eadem per mandate domine comitisæ per v septimanas xix s. ix d.... SC6/1078/13 (1270—71) m. 2. ... EXPENSÆ:... In expensis Petri de Hildeverd et Roberti clerici existentis ultra tondent' bidentium saccorum et reperatores lane vij s. ix d. ... R. A. Donkin, Cistercian Sheep-Farming and Wool-Sales in the Thirteenth Century, in: *The Agricultural History Review*, Vol. VI, 1958, pp. 9—7.

(7) N. Denholm-Young, *op. cit.* pp. 56—57.

(8) 法定一袋は、二十六ストーン、十ストーンは十四ポンドであった。フランドルの港で、イギリス産の羊毛の取引について、一袋二十八ストーン、一ストーン十三ポンドという例が記録されているが、この場合にも、一袋三六四ポンドで、一袋の重量の点では法定のそれと同じである。N. Denholm-Young, *op. cit.*, p. 57. これに次いで、十二ポンドで一ストーン、三〇ストーンで一袋、十二ポンドで一ストーン、二十八ストーンで一袋の例もみられたようである。Walker of Henley's *Husbandry*, p. 95. Grawly manor では、一袋 (364 lbs.) 4<sup>1</sup>/<sub>2</sub> ニヤーン、一ヤーン (wey, pondus=182 lbs.) 4<sup>1</sup>/<sub>2</sub> 十三ストーン、一ストーン (stone, petrus=14 lbs.) はニクローヴ、一クローヴ (glove, clavus=7 lbs.) 4<sup>1</sup>/<sub>2</sub> 七ポンドであった。N. S. B. & E. C. Gras, *The Economic and Social History of an English Village*, Cambridge, Mass., 1930, pp. 709, 721, 722, 729. cf. J. E. Thorold-Rogers, *op. cit.*, Vol. I, p. 169.

(9) 前出第四十四表、八〇頁および八五—八六頁を参考。

(10) 第四十五表において、アステリスタを付した年度の上質の羊毛には、購入された羊毛を含む。後出八五—八六頁参考。

これら梱包された羊毛は、すべて売却されたもののようにである。第四十六表は良質の羊毛とその他——即ち中質の羊毛・粗質の羊毛——に大別して、それぞれの売上価格を表わしたものである。

第 46 表

	良質の羊毛				その他				合計
	数	量	価	格	1 サツク当り 単価	数	量	価	
1263-64	s.	s.	£	s. d.	s. d.	s.	s.	£	s. d.
1264-65	31	0	175	13 4	113/4	6	7	18	0
	34	0	195	13 4	113/4	7	12	20	0
1268-69	{ 44	0	?	?	?	16	0	?	?
	{ 2	3	?	?	?	5	13	?	?
1269-70	{ 14	0	?	?	?	8	0	11	11
	{ 20	15	?	?	?	5	8	11	11
1270-71	38	0	215	6 8	113/4	4	7	9	19
1273-74	35	20	214	0 0	120/0	4	7	13	13
1274-75	37	0	222	0 0	120/0	4	0	9	19
1276-77	37	16	275	5 0	146/9	26	0	1	14
1277-78	7	0	?	?	?	4	0	?	6
1278-79	?	0	?	?	?	1	4	1	14
1279-80	4	19	28	17 8	136/11	12	0	19	9
1280-81	3	18	28	16 0	160/0	15	0	3	10
1281-82	?	0	?	?	?	8	3	12	12
1282-83	?	0	?	?	?	17	6	17	17
1284-85	16	24	100	18 0	120/0	19	9	1	4
1285-86	?	0	?	?	?	12	9	17	17
1286-87	16	8	105	1 7	{ 130/8 ? 128/3 ?	14	6	1	4
1289-90	?	?	121	16 10½	?	4	0	3	4
1290-91	23	0	?	?	?	?	?	?	?
1291-92	25	20	136	17 9½	106/8	3	0	1	13
						1	3	1	13
						4	0	3	4
						?	?	?	?
						0	0	4	4
						119	2	119	17
						138	11	138	17 1½

(s. = sacks, s. = stones, lb. = pounds,)

第 47 表

	羊毛量		購入代金			1 サック 当り 購入 単 価		1 サック 当り 売却 単 価	
	s.	s.	£	s.	d.	s.	d.	s.	d.
1268—69	4	0	22	0	0	120	0	?	
1269—70	2	0	9	6	8	93	4	?	
1273—74	2	26	14	6	8	100	0	120	0
1274—71	2	4	10	13	4	100	0	120	0

s. = sacks, s. = stones.

羊毛の売却についてはかなり複雑な事情が存するので、以下詳細に分析しよう。はじめに、売却された羊毛の大部分は、直営地の羊群から剪まれたものと指摘したが、数カ年にみられる購買の事例について検討を加えておこう。というのも、宗教領就中、シトー派の修道院領では、直営地生産物たる羊毛 (*de proprio stano et pastura*) の他に、転売の目的から購入された羊毛 (*collecta*) が区別され、この転売を通じて、かなりの譲渡利潤を獲得していたことが確認されているからである。<sup>(11)</sup>

購入された羊毛は第四十七表のようにまとめることができよう。

一二六八年度には、代官の Simon de Prestone が四サックの羊毛を二十二磅で購入し、それを家畜管理役の Warnerius に現物で引渡し、Warnerius は他の羊毛と併せて処分している。<sup>(12)</sup>

N. Denholm-Young もこの購入に注目し、商人との約定の羊毛の量不足を補うために購入した例外的事例としている。<sup>(13)</sup>

これに対し、他の三例はいずれも家畜管理役が自己の責任で購入し、処分している。

一二七四年度の購入に関しては、特に売り手の名が記されている。残念乍らその名は、文書がかなり痛んでいるために、マイクロ・フィルムの上で不鮮明であり、

判読し難いが、Keyinghamの教区牧師であることは誤りがないと思われる。<sup>(14)</sup> おそらく十分の一税として受納した羊毛と推測される。

一二六八年度、一二六九年度の販売価格の単価は不明であるが、一二七三年度、一二七四年度には、一サック当り一磅の譲渡利潤を獲得している。しかし、全体の金額の点からも、数量の点からも、それほど比重の大きいものではなく、積極的に譲渡利潤を獲得することを求めて市場におもむいたというよりは、むしろ小規模の羊毛の売却が困難の者から委託されたものにすぎないと考える方が妥当であらう。

(11) 近藤 晃「十三世紀イングランドにおける羊毛輸出貿易とその基盤(続)——封建的市場構造(Ⅱ前期)把握への一操作——」『立教経済学研究所』第十三巻第二号昭和三四年所収、一三七—一四四頁を参考せよ。 Cf. Robert Jowitz Whitwell, English Monasteries and the Wool Trade in the 13th Century, in: *Verteljahrschrift für Social- und Wirtschaftsgeschichte*, Bd. II, 1906, SS. 8—11. N. Denholm-Young, *op. cit.*, pp. 55—56.

(12) P. R. O. SC6/1078/11 (1268—69) m. 5d. SIMON DE PRESTONE: ... EXPENSAR: ... In quatuor saccis lane emptis xxiij s. ... LANNA: ... Item reddit de iiii saccis lane receptis (sic) de emptis ut supra. Et liberantur Warner instaurario. ... m. 4d. INSTAURARIUS: ... LANNA: Et de emptione Simonis de prestone iiii sacci. ...

(13) N. Denholm-Young, *op. cit.*, p. 60. この意見には後述の通り、全面的な賛成は出来ないが、その旨を汲み取らう。

(14) P. R. O. SC6/1078/15 (1274—75) m. 2. INSTAURARIUS: ... EXPENSA: ... In ij saccis iiii petris lane emptis de ( ) Keyingham x s. iiii s. iiii d. ... 一二七四年 Aveline de Fortibus の教区 Keyingham, Easington, Skipssea の聖職推挙権 (advowson) を国王の手の中に引き取り、一二九三年、国王が Kingston upon Hull 建設のため Wyk の十部を Meaux Abbey から購入するに際して、これらの聖職推挙権を Meaux Abbey に付与しようとする。 *Chronica de Melsa*, Vol. II, pp. xxiii-xxv, 186—192. N. Poulson, *op. cit.*, Vol. II, pp. 372, 416, 417. しかしてその以前に *Annale* 伯に属するものではない。 *Inquisitiones post Mortem*, Vol. I, Hen III, No. 471, pp. 132—3. 従って、聖

職推挙権の移動に際して、空位となった Keyingham の教区牧師の十分の一税分が、こゝで買いとられたとも考えられる。

次に羊毛の売却について考察しよう。

羊毛の販売についての事態を正確に把握することの困難さは、羊毛とりわけ良質の羊毛販売については、家畜管理役に全権が委ねられているのではなく、より上級の役人である代官あるいは勘定役が介入しているという事情にもとづいている。即ち家畜管理役は、計量され、梱包された羊毛を商人に引き渡すことで任務を終え、価格の決定・代金の授受は羊毛商人と代官乃至より上位の役人との間で行なわれるのが慣行であったようである。

具体的な事例について検討すると、一二六三・四年の両年度については、良質の羊毛は伯夫人の借財の代物弁済として引き渡された。しかしなにも人に引き渡されたかは不明である。従ってこゝでは直接の金銭授受の事実はなく、その代物弁済の価格が家畜管理役 Alanus にも知らしめられ、帳簿上羊毛の売上げとして現金受領の項と現金引渡しの項に複記されているにすぎない。<sup>(9)</sup>

(15) 引き渡し人の記載なく空欄である。次註を参看。

(9) P. R. O. SC6/1078/8 m. 2. (1263—64) ... *EXITUS MANERII*: ... *Et de xxxi saccis bene lane venditis clxxv* & *xxij s. iiii d. precium sacci cxij s. iiii d. ... LIBERATIONES*: ... *In liberatione facta per manum* [空]

[空] *ad debita comitissae equitandum pro xxxi saccis lane venditis clxxv* & *xxij s. iiii d. ... m. 3. (1264—65) ... EXITUS MANERII*: ... *Et de xxxiij saccis bene lane venditis cxvij* & *xxij s. ix d. precium sacci cxij s. iiii d. ... LIBERATIONES*: *Computatur in liberatione facta per manum* [空] [空] *ad debita comitissae aquietandam de xxxiij saccis lanae venditis CXCij* & *xxij s. iiii d. ...*

一二六八年度では、良質の羊毛の大部分を占める四十四サックが、伯夫人の借財の代物弁済として商人 Aldebrundo<sup>(17)</sup>に引き渡されたことが、羊毛の収支の部分に見られるが、<sup>(18)</sup>その価格については家畜管理役 Warnerius には知らしめられていない。良質の羊毛の残り二サック三ストーン半は、中質・粗質の羊毛と共に売却され、その代価が一括して記録されているので、一サック当りの単価はわからぬ。

一二六九年度には、良質の羊毛のうち十四サックが Thomas Dugard de lana に引き渡されている。<sup>(19)</sup>これが伯夫人の借財の代物弁済かどうかはこのかぎりではわからない。しかし残りの二〇サック十五ストーンは、中質・粗質の羊毛とともに売却されている。この代金一二七磅八志四片のうち一二六磅は、家畜管理役 Petrus の手を経て代官 Robertus Hildyard に納付されたようである。<sup>(20)</sup>従って N. Denholm-Young の指摘はあるが、伯夫人の借財はほんこの年度で完済されたものとみて誤りないであろう。

(17) ハッカの商人である。 Cf. *Calendar of the Patent Rolls*, Hen. III. Vol. VI, 1266—1272, pp. 191—192.

(18) P. R. O. SC6/1078/11 m. 4d. (1268—69) ... LANA: ... In Liberatione facta Aldebrundo mercator pro debito comitissae xliiij sacci...

(19) P. R. O. SC6/1078/12 m. 1. (1269—70) ... VELLERA: ... Inde in liberatione Thoma Dugard de lana in qua comitissa eidem tenebatur xliij sacci. ...

(20) *Ibidem. RECEPTUM*: ... De xx saccis dimidio bene lane j sacco et xviij petris grossa lane et ij saccis et ix petris lane fracte et j sacco iij petris de Scherelokes et xij petris de Clak venditis cxviij £ viij s. iij d. ... LIBERATOINES: ... Liberat Roberto Hildyard ballivo cxvii £ per ij tallias per manus Petri Instaurarii. ...

一二七〇年度においては、三十八サックの良質の羊毛の代金二一五磅六志八片は、家畜管理役 Petrus の管掌する

他の収入に加えられる、四枚の割符によって代官の Robertus Hildeyard に納付されている。<sup>(21)</sup>

一二七三年に度おいては、一二五サック二〇ストーンの良質の羊毛の代金二一四磅も、家畜管理役 Petrus Sniphon によって代官 Robertus Hildeyard の手に納められている。<sup>(22)</sup>

一二七四年度には、良質の羊毛三十七サックが伯夫人の指図書にもとづいて、ルッカの商人に引き渡されている。

一サックの価格が六磅であることが註記されているが、総額二二二磅の羊毛代金については、家畜管理役 Robertus Cayr、代官 Robertus Hildeyard 双方の会計記録から全く洩れている。<sup>(23)</sup> 伯夫人の借財に対する代物弁済とみるべきではなく、羊毛代金はルッカの商人から直接に伯夫人の勘定役に支払われたと考えるべきであろう。

一二七六年度についてみると、家畜管理役 Robertus Cayr は、三十七サック十六ポンドの良質の羊毛を二七五磅五志で売却し、代官 Robertus Hildeyard に羊毛代金として二七五磅を一枚の割符で引き渡したと報告している。<sup>(24)</sup> これに対して代官 Robertus Hildeyard は二七五磅を受領したことを記し、さらにこの羊毛代金をルッカの商人仲間 (socius) である Matheus Rugepel を通じて同人と Adam Stratone 両名の指図書をもって伯夫人の勘定役 Adam Payn に納めたと記している。<sup>(25)</sup> さらにこの間の事情を示すかのように、代官の会計報告の費用の項に、代官と家畜管理役である Robertus Cayr その他の者が、伯夫人の令状によって、羊毛の売却代金の現金をポストンの聖ボトルフ (St. Botolf) の定期市 (七月十七日) に運搬するための三日間の費用、そして聖ボトルフの定期市でルッカの商人に払い込まれた現金をサザンプトンで受領すべくルッカの商人によって認められた支払指図書を送付せしめる使者のための費用が記載されている。<sup>(26)</sup>

(21) P. R. O. SC6/1078/13 m. 2. (1270—71) INSTAURARIUS: ... De xxxvij sacis bene lane hoc anno venditis

- cxxv* £ *vj s. viij d.*... *Computat in liberatione facia Roberto Hildeyerd per quatuor tallias cxxxiij* £ *iiij s. iiij d. per manus predicti Petri (instaurarii).*...
- (82) P. R. O. SC61078/14 m. 4. (1273—74) *INSTAURAIUS*: ... *De xxxv saccis et xx petris bene lane venditiis cxxiv* £... *LIBERATIONES: Idem computat in liberatione facia Roberto Hildeyerd de lana cxxiv* £ *quas recognavit*... m. 4d. *BALLIVUS*:... *De Petro instaurario de lana vendito cxxiv* £. *Hem de eodem xxvij* £ *x s.*...
- (83) P. R. O. SC6/1078/15 m. 2. (1274—75) *INSTAURARIUS*: ... *LANA*:... *Summa xxxvij sacci que liberantur* ( ? ) *Luc' de Lukes mercator per litteram comitisae pretium sacci vij* £. ...
- (84) P. R. O. SC6/1078/16 m. 3d. (1276—77) *INSTAURARIUS*: ... *RECEPTUM*:... *Et de cclxxv* £ *v s. de xxxvij saccis et dimidia et j petra lana venditiis*... *LIBERATIONES*: ... *Hem liberat Roberto Hildeyerd in xxxvij saccis et dimidio lane cclxxvij* £ *per j talliam*...
- (85) P. R. O. SC6/1078/16 m. 1. (1276—77) ... *BALLIVUS*:... *RECEPTUM*:... *Et de cclxxvij* £ *de predicto Roberto instaurario in xxxvij saccis et dimidio lane*... *LIBERATIONES*:... *Hem eidem* (i. e. *Adam Payn receptore*) *per manus Matthei Rugepel socii de Lukes in xxxvij saccis lane cclxxv per litteras predicti Matthei et domini Adam de Stratone*.
- (86) *Ibid.*, *EXPENSÆ*:... *In expensis eiusdem* (i. e. *Roberti Hildeyerd ballivi*) *et Roberti Cayr et aliorum defenit denarios apud Sanctum Botulphum per brevem comitisae comelat' ibidem iij dies pro lana comitisae vendendum xxij s. xj d.*... *In... et j garcio missio eidem comitisae ad defendendum eidem litteras mercatoris de Lukes de denariis eidem* (i. e. *mercatre*) *solutis in mundino Sancti Botulphi et ad eosdem recipendum in Southampton et in garcio missio eidem Comitisa ad defendendum eidem litteras predicti mercatoris pro denariis eidem recipiendis de lana London vijj s.*...

以上を整理して「家畜管理役 Robertus Cayr 持」Holderness び羊毛を商人に売却し、その代金を代官

Robertus Hildyard に割符によって納めた。代官は伯夫人の令状に従って、売上羊毛代金を携えて、家畜管理役その他を同道の上、ボストンの聖ポトルフの定期市に出むき、同地に滞在している羊毛商人としても金融業者としても著名なルッカの商人の一人 Mathews Rugepel に、羊毛代金である現金を手渡し、その代りに伯夫人に宛てた支払指図書（為替手形）を受領し、この指図書を家老職であった Adam Stratone 卿の指図に従って伯夫人の勘定役 Adam Payn に送りどける。勘定役はその指図書を現金を必要とする町に滞在しているルッカの商人に提示して、現金を受領したものと考えられる。現金を遠距離運搬するための巨額の費用を節約し、危険を避けるために取られた方法であろう。従ってこの頃には、ルッカの商人と伯夫人との緊密な関係を予想しても、伯夫人がルッカの商人からの借財の故に羊毛を代物弁済で引き渡したと考えるべきではあるまい。

ちなみにルッカの商人は、本来教皇から派遣された各種の税の収税人であったが、エドワード一世の頃には、国王に対して巨額の貸付を与えた金融業者でもあった。さらに一二七一年にフランドル伯夫人とヘンリー三世間の確執の結果フランドル羊毛輸出の禁止となるや、その監視者に任命され、輸出羊毛に対する関税賦課業務も代行し、国王の銀行家としての役割を果した。<sup>(27)</sup> 特にボストンにおける定期市は、国王の貸借の決済のために彼らによって大いに利用された処である。<sup>(28)</sup>

(27) *Calendar of Patent Rolls*, Hen. III, Vol. VI, 1266—1272, pp. 553—7, 698—9, *Calendar of Patent Rolls*,

Edw. I, Vol. I, 1272—1281, pp. 13, 27, 48, 50—52, 66, 67 et passim.

(28) *Ibid.*, pp. 84, 90, 97, 106, 149.

(29) *Ibid.*, pp. 144, 152, 155, 164, 167—181, 185, 188—9, 201, 203, 210, 212, 218, 226, 227.

(30) *Ibid.*, pp. 141, 195—6, 210, 214.

一二七七年度には、前述の如く羊毛の売上は激減するが、羊の売却が行なわれたため、二五〇磅を越える売上代金が認められる。この代金は一人の家畜管理役 Robertus Cayr と Rogerus Thorel にそれぞれ Holderness の二人の勘定役 Robertus Cayr と Petrus de Snyphou に引き渡され、その他の収納金とあわせてヨークの町でルッカの商人 Mathews Rugepel に払われ、一枚の支払指圖書によって総計六〇磅が伯夫人の勘定役 Adam Payn に送金された。<sup>(註)</sup>

(註) P. R. O. SC6/1078/17 m. 2. (1277—78) INSTAURARIUS: ... Et de c<sup>xx</sup> iij vij £ xxs. x d. de m<sup>l</sup> Du<sup>l</sup> xvij multonibus ante tonsionem et m<sup>l</sup> Dec iij vij oibus matricibus ante agnellationem et tonsionemet m<sup>l</sup> v xvij agnis anno precedentis venditis. Et de lxxj £ iij s. de Decciij oibus matricibus post agnellationem et tonsionem et cxxxvij agnis de exitu venditis per vicecomitem dominum Regis et sciendum quod quelibet centena comp<sup>l</sup> per manus centum. ... LIBERATIONES: ... Item liberat eisdem (i. e. Roberto Cayr et Petro de Snyphou) sine talliam cccxxvij £ iij s. vij d. ob. per manus Roberti Cayr et Rogeri Thorel quos recogniti super computum. ... RECEPTOR: ... Et de cccxxix £ xiiij s. vij d. ob. de Roberto Cayr et Rogero Thorel instauraris sine talliam. ... EXPENSAS: ... In denariis portandis apud Eboracum iij s. ... LIBERATIONES: Idem computat liberatione ad Adam Payn receptore comitissae per manus Mathhei Rugepel mercator de Lukes (et per manus Adam Stralone) i Dc £ per ij litteras predicti Mathhei. ... 一二七七年度内に家畜管理役であった Robertus Cayr と Rogerus Thorel による役を引き渡し、Petrus Snyphou と共に Holderness の勘定役に着任してゐるのべ、一見事情がこみ入つて見える。

一二七八年度より約十年間は、前述のように羊毛生産は平均五サックという低水準のうちに推移するが、これともなつて羊毛売却の方法にも大きい変化が生じてきた。即ち、一二八一年度、一二八二年度、一二八五年度のように、

良質の羊毛をその年度に売却しないで次年度まで持ち越し、数年分をまとめて売却するようになった。<sup>(32)</sup> 二回の売却代金も三〇磅程度で、家畜管理役の手許にとめおかれ、勘定役に送金されたという事実もない。その反面、この期間に顕著な事実は、とりわけ一二七六年度から一二八二年度までの期間、一サック当りの羊毛価格が、最高一六〇志、最低一三六志と、*Holderness* 領にしてはかなり高水準を保持していることであろう。

一二八四年以降、一二九〇、九一一年度にかけて、良質の羊毛の売上げが、十六サックから二十五サックに上昇する。売上代金総額もはら一〇〇磅から一三〇磅となるが、いずれの場合にも、これらの羊毛売却代金は他の収入とあわせて上で、家畜管理役から、割符によって代官に引き渡された。もっとも一二八九年度以降は、長年代官を勤めてきた *Robertus Hildeyard* にかわって *Stephanus de Keyningham, Johannes de Idefee* が代官職に着任するがそれらの会計報告は伝えられていない。<sup>(33)</sup>

(32) 典型的事例を挙げれば *P. R. O. SC6/1079/1 m. 2. (1282—83) ... LANA: Idem (i. e. Simon Johnhilde instauratus) reddit computum de m vijj velleribus facientis vij saccis et vijj petris de remanentibus. Et de moctiij. vijj velleribus grosse lane de exitu. Summa mm ccc j. vellera. De quibus in decima cxix vellera. In venditione super computum vijj. vij vellera. Et remanent mm vijj. ix vellera quorum m vijj vellera anni precedenti facientis vij saccis et vijj petras. Et m vijj. j vellera lana de exitu huius anni facientis vij saccas ij petras dimidi-  
am.*

(33) Cf. *P. R. O. SC6/1079/8 m. 3., SC6/1079/9 m. 3d, SC6/1079/10 m. 3.*

以上、やゝ立ち入って詳細に、羊毛生産と羊毛の商品化について考察してきたのであるが、こゝで一応の総括を試

みよう。

たしかに一二六九年度までは、羊毛は伯夫人のルッカの商人に対する負債の返済のために、現物でルッカの商人に引き渡されてきたが、これも一二六九年度で完済されたもののようにである。あるいは負債が完済されたかどうかは明確でないが、羊毛で返済することは確かに行なわれなくなったといえる。

修道院では、イタリアの商人から、一定額の現金の前受に対して、一定量の羊毛を引き渡すという契約——*arra*と呼ばれる契約——が通例のようであったが、<sup>(34)</sup> *Holderness* 領の場合には、一定量を継続的に引き渡したようではなかった。この点では、前に述べたように一二六八年の四サックの羊毛の代官による購入が重要となるが、この四サックの羊毛の追加によって、ある定量に達したとは云えないようである。

次に羊毛の売却価格についてみると、当時の *Yorkshire* の修道院領の良質の羊毛価格は、十三世紀末に作製されたと推定される *Pegolotti* の覚書にみられるように、最低一サック当り十四マルク（一八六志八片）から最高二十一マルク（二八〇志）である。<sup>(36)</sup> *Donkin* の指摘のように、<sup>(37)</sup> この価格がフランドルでの取引価格として、運送費分四マルクを差し引いてイングランドでの取引価格を想定して比較しても、*Holderness* 領のそれが一サック八マルク（一二三志四片）というのは、沼沢地の羊の羊毛の質が劣ること<sup>(38)</sup> だけでは説明できない事情——借金の故に買ったよかれたということ——を推測せしめる。

一二七〇年度以降については、羊毛はすべて *Holderness* で売却され、受け取られた代金は、なんらかの方法で、伯夫人に納められた。もっともこれら羊毛取引は大規模で、その購入者は、大商人であり、フランドル、イタリアへ輸出されたものと想定される。しかし一二七六年度を転期として一二七七年以降の十年間は、羊毛生産、羊毛取引

は、羊の伝染病の故にほとんど壊滅的な打撃を蒙ることとなる。そして一二九〇年代に入って、漸く、一二六〇年代の後半から七〇年代の前半の水準のほと半ばに回復したといえよう。<sup>(39)</sup>

一二七〇年代の後半から八〇年代の前半にかけて羊毛価格は、かなりの高騰をみせて、一二八〇年度には、良質の羊毛一サツク十二マルクに達する。<sup>(40)</sup>

(34) 近藤 晃「前掲論文(続)」参照。

(35) 前出第四十七表八五頁参照。

(36) W. Cunningham, *The Growth of English Industry and Commerce during the Early and Middle Ages*. Cambridge, 1915 (5th ed.) pp. 630—641.

(37) R. A. Donkin, *Cistercian Sheep-Farming and Wool-Sale in the Thirteenth Century*, in: *The Agricultural History Review*, Vol. VI, 1958, p. 2.

(38) Pigolotti の覚書によつて Fountain Abbey の良質の羊毛の価格が二十一マルクであるのと Holderness の Meaux Abbey の良質の羊毛の価格は十五マルクである。W. Cunningham, *op. cit.*, p. 631.

(39) 前出第四十六表八四頁参照。

(40) 羊毛価格については Thorold-Rogers のデータを参看せよ。J. E. Thorold-Rogers, *op. cit.*, Vol. I, pp. 368—372, 386—388. Thorold-Rogers は Holderness 領のデータを利用してゐるが、家畜管理役が独立に会計報告をしてゐることに気がついてゐないので、家畜管理役の会計報告に直接先行する会計記録の場所の羊毛価格と見做してゐる。

### 三 酪農生産と商品化

家畜管理役の管掌下に、酪農場 (*dairy, daria, dayeria*) において、牝羊から搾られた乳から、一二七七年度、一二一八四・八五年度の三カ年を除いて、<sup>(1)</sup>バターとチーズが製造された。

第 48 表

	Keyingham		Little Humber		合 計	
	酪農係	乳しぼり女	酪農係	乳しぼり女	酪農係	乳しぼり女
1263—64	1	20	1	6	2	26
1264—65	1	20	1	6	2	26
1268—69	1	23	1	6	2	29
1269—70	1		1		2	
1270—71	1		1		2	
1273—74	1	23	1	6	2	29
1274—75	1	?	1	?	2	33
1276—77	1	?	1	?	2	28
1277—78	0				0	0
1278—79	1				1	0
1279—80	1				1	0
1280—81	1				1	0
1281—82	1				1	0
1282—83	1				1	0
1284—85	0				0	0
1285—86	0				0	0
1286—87	1				1	0
1289—90	1	16			1	16
1290—91	1	18			1	18
1291—92	1	19			1	19

十三世紀イングランド北部における世俗領の研究(完)

一二六三年度から一二七六年度の期間には Keyingham と Little Humber の二カ所に酪農場が存在していたが、一二七八年度以降は Little Humber の酪農場は閉鎖された。従って前期には、二人の酪農係 (chief dairy maid, *dayaria*) が、それぞれの酪農場を監督し、後期には一人の酪農係が Keyingham のそれを監督した。<sup>(2)</sup>

酪農係は通常婦人であって、さらにその指揮の下に乳しぼり女が数人あるいは二十人前後雇われたようである。第四十八表は、二カ所の酪農場における両者の数を示したものである。

酪農係は、一志四片から二志の給金と、一クォータ乃至一クォータ半の小麦あるいはライ麦、そして一箇のチーズを現物給として支給されていたし、<sup>(4)</sup> 乳しぼり女には、前期には

第 49 表

	バ タ ー			チ ー ス			
	Keyingham	Little Humber	合 計	Keyingham	Little Humber	合 計	
1263—64	s. 44 lb. 0	s. 14 lb. 6	s. 58 lb. 6	♣ 391	s. 126 lb. 143	♣ 517	s. 756 lb. (715 0)
1264—65	37 6	13 7	51 1	328	520 0	0	501
1268—69	66 6	30 6	97 0	501	? ?	? ?	704
1269—70	80 7	22 0	102 7	503	? ?	? ?	705
1270—71	47 6	18 0	65 6	439	209	? ?	648
1273—74	? ?	? ?	74 1	? ?	? ?	? ?	720
1274—75	? ?	? ?	91 6	? ?	? ?	? ?	717
1276—77	77 0	26 6	103 6	565	846	210	775
1277—78	0	0	0	0	0	0	0
1278—79	14 6	14 6	14 6	120	? ?	120	120
1279—80	14 0	22 0	14 0	125	? ?	125	? ?
1280—81	16 6	16 6	16 0	117	? ?	117	117
1281—82	23 0	23 0	23 0	176	? ?	176	176
1282—83	30 0	30 0	30 0	199	? ?	199	199
1284—85	0	0	0	0	0	0	0
1285—86	0	0	0	0	0	0	0
1286—87	25 0	25 0	25 0	143	? ?	143	143
1289—90	52 0	52 0	52 0	249	? ?	249	249
1290—91	? ?	? ?	? ?	? ?	? ?	? ?	? ?
1291—92	52 0	52 0	52 0	320	? ?	320	320

六片、後期には四片の給金が与えられたにすぎなかった。<sup>(5)</sup>

バター、チーズの製造期間は通例明記されており、それによれば、Holderness では、五月上旬から開始され、九月中旬までの、いわゆる夏期 (*in estate*) の四カ月にわたって、なされたようである。<sup>(6)</sup>

第四十九表は、バターとチーズの生産量を表示したものである。

バターは、重量で計量され、ストーン、ポンド単位が採用されたのに対して、チーズは筒数と重量で記録されている。これはバターの場合には容器に入れて保存される慣行であるが、チーズは、塊りとして保存される慣行であったからであろう。チーズ一箇の重量は一定していないで、平均一ストーンから一・五ストーンであったようである。これも一日にしぼられた乳から一つのチーズがつくられるので、その乳の量の多寡によってチーズの大小が生じたようである。しかし一つのチーズの大きさは、一―一・五ストーンが適当であったようで、多量の乳が入手された日には数箇のチーズが作られることになり、会計報告の上でも、一日に生産されたチーズの筒数に従って、日数を記録し、チーズ製造日数と総製造筒数の関係を明示している。<sup>(7)</sup>

製造量の点からも Keyingham の酪農場は、Little Humber の酪農場の二・五倍から三倍の規模を有し、両者あわせて、一二七六年度までの高水準とそれ以降の急激な製造規模の激減が著しい対照をなしている。

これら酪農製品も、他の農産物と同様に、十分の一税を現物で納めたのちに、その残りの大部分が売却されることとなった。バターについては、重量で十分の一を納めたのに対し、チーズについては筒数で十分の一を納めたようである。さらに一二六六年度以降 Keyingham の酪農場の製品については、教区牧師に納むべき「本来の十分の一税」 (*prius decima*) を控除した残りのチーズのさらに十分の一を「第二の十分の一税」 (*secunda decima*) として「Tho-

inton 修道院長に納めることとなった。<sup>(8)</sup> これは伯夫人の修道院に対する寄進の一つであろう。<sup>(9)</sup> この他にも、チーズは、酪農係りに一箇<sup>(10)</sup>、その他の役人、羊毛商人に、褒美としてあるいは贈物として、数箇から十数箇が与えられたようである。<sup>(11)</sup> おそらくこのチーズが風味のよい、品質の秀れたものであったからであろう。

第五十表は売却された酪農製品の数量と代金を表示したものである。

バターは、前期即ち一二七六年度まで、大部分が売却されたが、それ以降においては、とりわけ、一二七八年度、一二八〇・八一年度、一二九一年度において、羊の塗り薬として費消されたようである。<sup>(12)</sup>

チーズの売上げは、バターのそれをはるかに凌ぎ、かなりの収入を伯夫人に与えている。

酪農製品の価格については、単価が明記されていたことはない。しかし算出してみると、バターは、一二六三年度のはじめに、ストーン当り七片、一二六八年度以降は、ストーン当り八片で安定している。チーズも一二六三年度にストーン当り六片、六〇年代の後半にやゝ上昇し、六片半、一二七〇年代の後半以降七片と安定している。イングランドの他の地域での酪農製品との価格の比較は、度量衡の違いから極めて困難であるが、<sup>(13)</sup> Devon のデータとは、比較可能である。<sup>(14)</sup>

これら酪農製品の市場についての手掛りは会計記録には全く見出すことが出来ない。しかし、近隣の市場で処分されたことは、ほとと誤りのないところであろう。

(1) 一二七七年度には、牝羊が仔を産む前に売却されたのでチーズ製造は行なわれなかった。P. R. O. SC6/1078/17 m. 2. (1277-78) *INSTAURARIUS: ... De caso hoc anno nichil quia agnes non fuerunt separati quosque oves matrice per dominum Regem venduntur.* 一二八四年度には羊の病のために代官により製造中止を命ぜられた。P. R. O. SC 6/1079/3 m. 2d. (1284-85) *INSTAURARIUS: ... RECEPTUM: ... De caso et butyro nichil hoc anno quia inhibi-*

第 50 表

	バ タ ー			チ ー ズ			合 計		
	s.	1b.	£ s. d.	箇	s.	1b.	£ s. d.	£ s. d.	£ s. d.
1263—64	52	10	1 10 10	367	549	0	13 14 6	15 5 4	
1264—65	45	7	1 6 6½	378	549	6	13 13 9	15 0 3½	
1268—69	78	0	2 12 0	?	807	0	23 10 9	26 2 9	
1269—70	93	7	3 2 5	578	869	6	25 7 2½	28 9 7½	
1270—71	59	0	1 19 4	526	707	0	20 4 11	22 4 3	
1273—74	64	0	?	?	572	0	?	18 16 4	
1274—75	82	0	?	?	756	6	?	24 15 11½	
1276—77	93	6	3 3 4	625	879	0	25 14 5	28 17 9	
1277—78	0		0	0	0		0	0	
1278—79	0		0	89	98	0	2 17 2	2 17 2	
1279—80	12	9	?	102	107	0	?	3 11 1	
1280—81	0		0	95	129	0	3 15 0½	3 15 0½	
1281—82	6	6	4 4	145	146	0	4 5 2	4 9 6	
1282—83	13	0	8 8	161	200	0	5 16 8	6 5 2	
1284—85	0		0	0	0		0	0	
1285—86	0		0	0	0		0	0	
1286—87	12	0	?	73	102	0	3	3 3 0	
1289—90	43	6	?	206	339	6	?	11 8 9½	
1290—91	20	0	13 4	249	343	3	10 0 2¼	11 13 6½	
1291—92	15	0	?	268	411	9	?	10 14 1½	

s. = stones. 1b. = pounds.

十三世紀イングランド北部における世俗領の研究 (完)

tum fuit per ballivum ratione infirmatis  
 et communis morina bidentium. ... 一二八  
 五年で二〇七ガロンの乳が売却されたが、  
 牝羊の病弱の故に搾乳が出来ないと記されて  
 いる。P. R. O. SC6/1079/4 m. 3. (1285—  
 86) INSTAURARIUS: ... RECEPTUM:  
 ... Et de vij s. vij d. ob. qa. de ccvij  
 lagenibus j qa. lactis venditis et ideo  
 minus quia inhibitum fuit super compo-  
 tum quod oves matricies non debebant  
 lactari propter earum debilitatem. ...  
 (2) P. R. O. SC6/1078/8 m. 2. (1263—64)  
 COMPOTUS ALANI INSTAURARII:  
 ... EXPENSAE. ... In stipendo durum  
 dayarum de Kaingham Mers et Parva  
 Humbera per dimidium annum vij s. In  
 stipendo xx feminarum adjuncatum  
 predias dayas ad oves laeccandum apud  
 Kaingham et vij feminarum apud Parvam  
 Hombram per dimidium annum xij s.  
 (3) 乳しほりは、修道院でまじつ唯一の婦  
 人労働として認められていた。H. Wroot,  
 Yorkshire Abbeys and the Wool Trade,

in : *Thoresby Society's Publication*, Vol. XXXIII, 1930, pp. 5—6. Devon 及び Cornwall の事情が認められる。またこの夏の間でチーズ製造で携わった婦人が冬期では、脱穀調整のうまくと算にかける労働に従事したようである。H. P. R. Finberg, *Tawistock Abbey*, 1951. pp. 135—136.

(4) 典型的な例として、前田註(2)を参考。現物給ひとして、P. R. O. SC6/1078/12 m. 1. (1269—70) *INSTAURARIUS: ... FRUMENTUM: ... In liberatione duorum hominum facientium caseos a festo Inventionis Sancte Crucis usque sancti Michaelis iij qus. ... CASEUS: ... In consuetudine duorum hominum facientium caseos ij casei que facient ij petras.*

(5) 前期の例として前田註(2)の例を参考。後期の例として、P. R. O. SC6/1079/8 m. 3. (1289—90) *INSTAURARIUS: ... EXPENSA: ... In seruito xij mulierum laccantium oves matricis v s. iij d. ...*

(6) 典拠例として、P. R. O. SC6/1708/8 m. 2d. (1269—70) *COMPOTUS INSTAURARII. ADHUC: Idem redditi computum de cccij xi caseis de toto exitu daerie de Kayngham que fecerunt Dlxij petras a die octavo die Inventionis Sancte Crucis per cxxxij dies utroque die computato, quia fecerunt omnibus diebus predictibus fecerunt d iij caseos in die exceptis v diebus in quibus fecerunt quolibet die geminos caseos.*

(7) 例として、一六八年度には、チーズ一箇製造の日数四十二箇、日数二十一、三箇、日数二十一、四箇、日数二十八、五箇、日数五十六計一三〇日と、五〇一箇とある。P. R. O. SC6/1078/11 m. 4d. (1268—69) *INSTAURARIUS: ... CASEUM: Idem redditi de exitu dayeriae de Kayngham ab vij die mensis Marti usque xiiij diem mensis Septi utrunque computata videlicet per iij dies quolibet die factus fuit j casum et per xxi dies quolibet die duo casei et per xxi dies quolibet die tres casei et per xxvij dies quolibet die iij casei et per lvj dies quolibet die v casei. Et summa casei eiusdem in dayera Dj casei. ...*

(8) P. R. O. SC6/1078/8 m. 3. (1264—65) *... CASEUS: ... Et de cxxvij caseis exitu daerie de Kayngham qui fecerunt Dxx petras ... Et de cxxij caseis de exitu de Parva Humbra que fecerunt cxvj petras ... Summa Dj casei que facerunt Dccxvj Petri. De istis in decima de Kayngham xxxij. In decima de Parva Humbra xiiij. In*

- decima Abbatris de Thornetone de Kaynghan xxix. ... prius decima* などの表現は、一二八二年度 P. R. O. SC6/1079/1 m. 2. *secunda decima* などの表現は、一二七四年度 P. R. O. SC6/1078/15. m. 2. などと見られる。
- (6) 一二六三年には、夫人が亡夫の Annale 伯の霊をなぐさめられたため、(貧民に)施すべく Burswick の庄屋にチーンス十八箇を与えてゐる。従つてこの施しが Thornton 修道院に對する十分の一税に転化したものである。P. R. O. SC6/1078/8 m. 2d. ... CASEUS: ... *In liberatione facta preposito de Brustwic ad distribuendum pro anima comitis leiii. ...*
- (10) 前出註(4)九六頁參看。
- (11) 二三の典刑例を示せば P. R. O. SC6/1078/12 m. 1. (1269—70) ... CASEUS: ... *In dono Thoma de Gard Mercatori lane ij. qui fecerunt ij petras. In expensa hominum ( ) feni tassandium j de j petra. In expensis senscali j de j petra et dimidia. ...*
- (12) P. R. O. SC6/1078/18 m. 1. (1278—79) ... CASEUS: ... *In bidentibus unguendis xxij petri. ...*
- (13) J. E. Thorold-Rogers, *A History of Agriculture and Prices in England*. Vol. I. 1866. pp. 402—410.
- (14) H. P. R. Finberg, *op. cit.*, pp. 139—143. ここでは牛乳から製造されたバター、チーズであるが、一二九八年でチーゾーストーン当り八片、一四世紀初頭でバターは一志四片である。

## 〇 結 び

以上、十三世紀後半の領主直営地経営の実態について、その基軸的部門である穀物生産と牧羊・羊毛生産を中心に、可能なかぎり詳細に、しかも史料にもとづいて検討を進めてきた。その結果として領主直営地経営の経済構造とその変動については、ほと明らかにされたと考える。

最後にその総括を果すべく、牧羊経営のバランス・シートを第五十一表に示した。

家畜管理役の提出した会計報告に従つて、期首に未納金として記録された金額を第一行に示し、第二行に牧羊経営

全体からの収入（現金）の金額を示し、第三行には、牧羊経営に直接関係のない収入（他の所領・マナーからの現金受領等）の金額を臨時収入として示し、両者の収入合計金額を第四行に集計した。第五行には支出の総合計（牧羊部門に関するものだけ）の金額を示し、収入合計金額から支出金額を差し引き、第六行の損益を計算した。<sup>(1)</sup>第七行には、Holderness 領の代官あるいは伯夫人の勘定役等の上位の役人へ納付した金額合計を示し、最後の行に期末の未納金の金額を示した。

表の下端に記した註にみられるように若干の不備な点も認められるが、全体として牧羊経営の有する意義が集約的に表明されているといえよう。一二六〇年代から一二七七年度までの期間の牧羊経営は年間約二〇〇磅から三〇〇磅の純益を確実に上げているのに対して、一二七八年以降一二八〇年代の末までは、年間平均約三〇〇磅の純益で、一二八〇年には赤字を示している。<sup>(2)</sup>一二九〇年代には年間平均一五〇磅の純益に回復している。

さて穀物生産については、残念乍らこのようなバランス・シートを作製することが極めて困難である。というのには、各マナーについて、地代収入、裁判権収入等直接穀物生産に関係のない収入、居館の修復費、建築費等の直接穀物生産に関係のない支出等が、収入・支出のそれぞれに含められて記録されているからである。

そこで牧羊経営と穀作経営の比重を知るための便法として、羊毛の売却代金（第三十一表）と穀物の売却代金（第四十六表）を比較してみることに妥当と考えられる。両者の変動を图示したものがグラフⅢである。

このグラフは一二七七年度を境として、それ以前の牧羊経営の圧倒的優位がくづれ、穀作経営が着実に上昇し、一二七七年度から約十年間、穀作経営の優位を示し、一二八六年度以降、両者がほぼ伯仲のうちに推移する。直営地経営全体としてみれば、全期間を通じて、徐々に衰退を示しているといえよう。<sup>(3)</sup>

51 表

支 出			損 益			納 入 金			未 納 金(期末)		
£	s.	d.	£	s.	d.	£	s.	d.	£	s.	d.
41	8	4 $\frac{3}{4}$	205	18	4 $\frac{1}{4}$	177	11	1 $\frac{1}{2}$	42	8	10 $\frac{1}{4}$
27	5	9 $\frac{1}{2}$	232	6	10 $\frac{1}{2}$	205	6	10	69	8	10 $\frac{3}{4}$
	16	6	36	0	3 $\frac{1}{2}$			0	105	9	2 $\frac{1}{4}$
31	11	10	68	19	2 $\frac{1}{2}$ 2)	89	13	4	167	7	7
38	16	2 $\frac{1}{2}$	168	10	10 $\frac{1}{2}$ 3)	268	4	0	67	14	5 $\frac{1}{2}$
34	18	9 $\frac{1}{2}$	234	0	0 $\frac{3}{4}$	250	13	4	51	1	2 $\frac{1}{4}$
54	12	10 $\frac{3}{4}$	294	10	2 $\frac{3}{4}$	266	6	2	28	4	0 $\frac{3}{4}$
58	6	5 $\frac{1}{2}$	250	8	10 $\frac{1}{2}$	256	14	0 $\frac{3}{4}$	21	18	10 $\frac{1}{2}$
36	17	3 $\frac{3}{4}$	313	7	6 $\frac{3}{4}$	311	0	0	17	17	5 $\frac{1}{2}$
8	4	2 $\frac{1}{4}$	330	0	2 $\frac{3}{4}$	329	14	7 $\frac{1}{2}$	18	3	0 $\frac{3}{4}$
13	4	6 $\frac{3}{4}$	1	3	1 $\frac{3}{4}$	14	14	11 $\frac{1}{2}$	4	11	3
24	14	6 $\frac{1}{2}$	12	19	8	9	8	0	8	2	11
17	8	7 $\frac{1}{4}$	35	14	4 $\frac{1}{2}$	39	0	0	4	17	3 $\frac{1}{2}$
11	1	9	△ 2	11	7 $\frac{1}{2}$			0	2	5	8
24	4	10 $\frac{3}{4}$	4	11	11 $\frac{3}{4}$	1	6	4	5	11	3 $\frac{3}{4}$
20	10	4 $\frac{1}{2}$	134	15	11 $\frac{1}{2}$	137	4	4 $\frac{1}{4}$	48	11	0
56	17	11 $\frac{3}{4}$	3	7	1 $\frac{3}{4}$	2	11	0	49	7	1 $\frac{3}{4}$
19	3	1 $\frac{1}{4}$	100	16	7 $\frac{1}{4}$	103	13	3	46	10	6
(25	1	0 $\frac{1}{2}$ ) <sup>5)</sup>	132	10	11	132	10	11			0
37	0	0 $\frac{1}{4}$	151	4	0	132	14	2 $\frac{1}{2}$	18	9	9 $\frac{1}{2}$
41	13	7 $\frac{3}{4}$	186	15	8 $\frac{1}{4}$	144	11	7 $\frac{1}{2}$	10	13	10 $\frac{1}{4}$

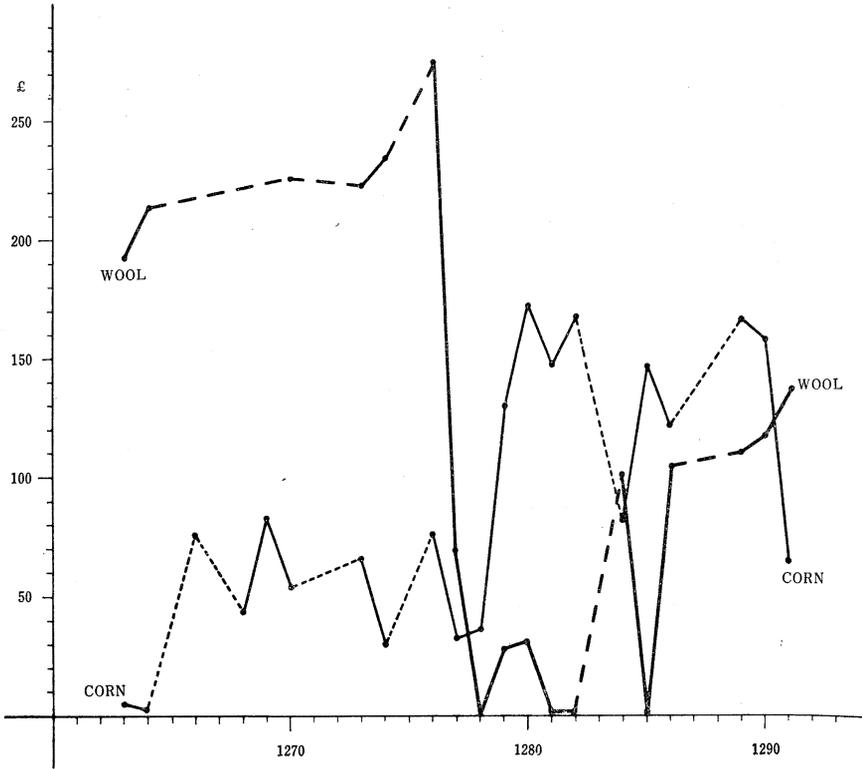
半年分である。P. R. O. SC6/1078/8 m. 2. ...*COMPOTUS Alani Henrici Filii Regis Johannis quadragesimo nono usque ad*

少い額である。

十三世紀イングランド北部における世俗領の研究(完)

	未納金(期首)	取 入	臨 時 取 入	取 入 合 計
	£ s. d.	£ s. d.	£ s. d.	£ s. d.
1263—64	14 1 7 $\frac{1}{4}$	246 2 0	1 4 9	247 6 9
1264—65	42 8 10 $\frac{1}{4}$	258 12 10 $\frac{1}{2}$	19 9 $\frac{1}{2}$	259 12 8
1265—66 <sup>1)</sup>	69 8 10 $\frac{3}{4}$	36 16 9 $\frac{1}{2}$	0	36 16 9 $\frac{1}{2}$
1268—69	188 1 8 $\frac{1}{2}$	98 11 0 $\frac{1}{2}$	2 0 0	100 11 0 $\frac{1}{2}$
1269—70	167 7 7	195 17 2 $\frac{1}{2}$	11 9 10 $\frac{1}{2}$	207 7 1
1270—71	67 14 5 $\frac{1}{2}$	268 18 10 $\frac{1}{4}$	0	268 18 10 $\frac{1}{4}$
1273—74	0	349 3 1 $\frac{1}{2}$	0	349 3 1 $\frac{1}{2}$
1274—75	28 4 0 $\frac{3}{4}$	308 15 4 <sup>4)</sup>		308 15 4
1276—77	15 9 10 $\frac{3}{4}$	350 4 10 $\frac{1}{2}$		350 4 10 $\frac{1}{2}$
1277—78	17 17 5 $\frac{1}{2}$	338 4 5		338 4 5
1278—79	18 3 0 $\frac{3}{4}$	5 7 8 $\frac{1}{2}$	9 0 0	14 7 8 $\frac{1}{2}$
1279—80	4 11 3	37 14 2 $\frac{1}{2}$		37 14 2 $\frac{1}{2}$
1280—81	8 2 11	46 17 3 $\frac{3}{4}$	6 5 8	53 2 11 $\frac{3}{4}$
1281—82	4 17 3 $\frac{1}{2}$	8 10 1 $\frac{1}{2}$		8 10 1 $\frac{1}{2}$
1282—83	2 5 8	19 6 6 $\frac{1}{2}$	9 10 4	28 16 10 $\frac{1}{2}$
1284—85	50 19 4 $\frac{3}{4}$	153 3 6 $\frac{3}{4}$	2 2 9 $\frac{1}{4}$	155 6 4
1285—86	48 11 0	18 5 4 $\frac{1}{4}$	41 19 9 $\frac{1}{4}$	60 5 1 $\frac{1}{2}$
1286—87	49 7 1 $\frac{3}{4}$	115 15 9	4 3 11 $\frac{1}{2}$	119 19 8 $\frac{1}{2}$
1289—90	0	150 1 11 $\frac{1}{2}$	7 10 0	157 11 11 $\frac{1}{2}$
1290—91	0	168 6 0 $\frac{1}{4}$	19 18 0	188 4 0 $\frac{1}{4}$
1291—92	18 9 9 $\frac{1}{4}$	175 3 4	3 6 0	178 9 4

- 1) 1265年度は1265年9月27日より、1266年の復活日(3月28日)までの *Instaurarii ad huc a festo sancti Michaelis anno regni Regis Pasham anno L<sup>o</sup>*.
- 2) 羊毛44サック分の価格が合算されていない。
- 3) 羊毛14サック分の価格が合算されていない。
- 4) 羊毛37サック分の価格が合算されている。
- 5) 支出合計が記入されていない。実際の支出の合計額より7志2片



グラフ III

(1) この損益金は、会計文書中に記載されたものでなく、筆者の計算によるものである。しかしこの損益金は、期首と期末の未納金の差額に納入金を加えたものと一致するものである。すでに詳しく述べたように、(拙稿「前掲論文」(一)「三二—四一頁参看」)当時の会計文書では(米穀金(期首) + 収入 + 雜項収入) - (支田 + 雑入金) = 米穀金(期末)となっていて、損益という範疇は未だ確立されていないとみるべきであらう。

(2) 一二八一年度には、その年度に生産された良質の羊毛が売却されずに翌年に繰り越されているので赤字となっている。前出第四十五表八二頁、第四十六表八四頁参看。しかしその反面臨時収入が比較的多いので、この点を考慮に入れると、収益は平均二十磅をも割ることとなる。

(3) この点に関連して領主財政全体のうちで、直営地経営がいかなる比重を有するかの検討が改めて問われねばなるまい。これは今後の課題ではあるが、おそらく貨幣地代収入の増大を予見して、誤りは無いものと思われる。

不完全ではあれ、これまでに論証された限りでも、Holderness 領の領主直営地経営を単純に古典荘園制下のそれ——領主直営地の賦役労働による自給自足経営——と規定するわけにはいくまい。しかし乍ら現在までの分析の分析では、問題の核心をなす直営地の雇傭労働者についての実態がほとんど明らかにされ得ていないし、その経済的規定性も明らかではない。おそらく、現在利用可能な史料では——裁判記録の欲如——これ以上明らかにさるべきものはないように予想される。従って今後に残された課題は、十三世紀後半の時期における (一) 領主財政の構造、(二) 農民保有地とその上に展開される農民経営、(三) 市場町 Ravenser Odd の展開過程についての分析・検討であり、その過程で上述の問題に対する傍証が期待されよう。

(完)

附 記 本稿は昭和四十年文部省科学研究費補助金(各個研究『イングランド中世における世俗領の研究』)による研究成果の一部である。

十三世紀イングランド北部における世俗領の研究(完)

一〇八

Unpublished Crown-copyright material in the P[ublic] R[ecord] O[ffice], London, has been reproduced by permission of the Controller of Her Majesty's Stationery Office.